

議案第59号

杉並区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年5月29日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例

杉並区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年
杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「指定都市」の次に「若しくは中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

放課後児童支援員の資格要件を改める必要がある。

杉並区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
(職員)	(職員)
第11条 略	第11条 略
2 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。	2 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は指定都市_____の長が行う研修を修了したものでなければならない。
(1)～(10) 略	(1)～(10) 略
3～5 略	3～5 略